

3章. 住宅施策の具体的な展開

1. 良質で安全な居住環境の実現

(1) 住宅ストックの良質化の促進と情報提供等の充実

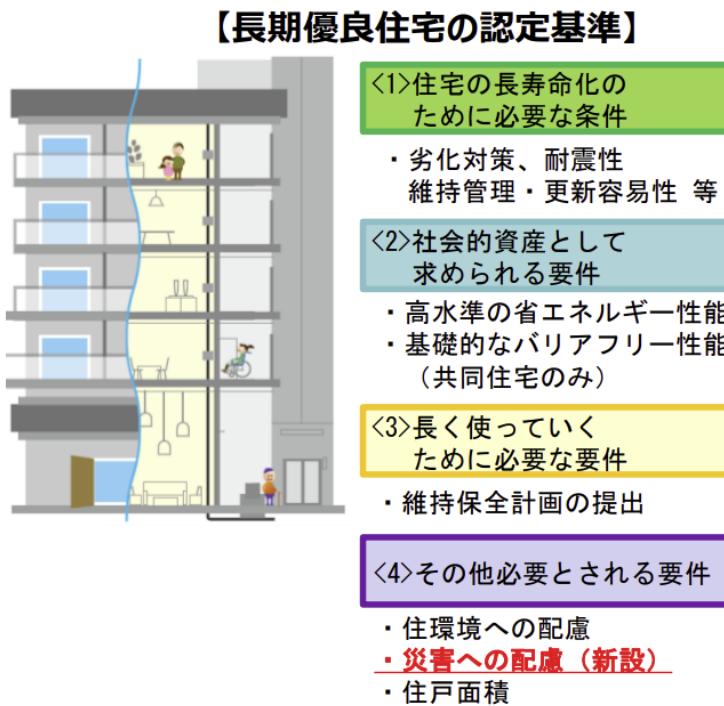
1) 良質な住宅の供給に向けた各種制度の普及

耐震性・耐久性や高齢者への配慮等について評価を行う「住宅性能表示制度」について、市ホームページ等での情報発信を通して周知・普及を図り、市民が良質な住宅を確保し、安心して住生活を送ることができるよう、支援に努める。また、税制の特例措置等もある「長期優良住宅認定制度」の周知を継続し普及を図ることにより、住宅の長期的な使用による環境負荷の軽減と資産価値の向上に資するものとする。

【具体的取組】(主管課：建築指導課)

- ・住宅性能表示制度の周知・普及
- ・長期優良住宅認定制度の普及

■ 長期優良住宅認定基準のイメージ



出典：国土交通省 改正長期優良住宅法の概要について(説明資料)

2) 既存住宅ストックの改善促進

住宅確保要配慮者向けの住宅を早期に確保し、その供給促進を図るため、既存住宅等を改修して住宅確保要配慮者専用の住宅とする場合の改修費を支援する『住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業』が創設されていることから、国や県との連携により、同事業の周知・活用促進を図るとともに、他自治体の取組について調査研究を行う。

また、既存の住宅ストックの改善を促進するため、「バリアフリー改修工事」や「省エネ改修工事」、「子育て支援改修工事」、「テレワークの推進改修等工事」、「空き家の改修工事」、「住宅の耐久性を向上させる改修工事」を行う市民に対して補助金を交付する『宜野湾市住宅リフォーム支援事業』の周知及び活用促進を図る。また、必要に応じ、『宜野湾市住宅リフォーム支援事業』の拡充を検討していくとともに、住宅の質の向上に関する各種情報収集に努め、ポスター・リーフレット等の各種情報媒体を通じて情報発信を行い、既存住宅ストックの改善を促進していくものとする。さらに、在日米軍の飛行場運用に伴う航空機騒音の軽減に向け、国による住宅防音工事の周知を行うとともに、対象区域の拡大等を要請していくものとする。

【具体的な取組】(主管課：建築指導課・基地涉外課)

- ・住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業の周知・活用促進及び調査研究
- ・宜野湾市住宅リフォーム支援事業の周知・活用促進及びニーズを踏まえた拡充検討
- ・リフォーム関連情報の提供による既存住宅の改善促進
- ・住宅防音工事の推進及び対象拡大等の要請

■ 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業の概要

改修費の補助		
事業主体等	国による直接補助 地方公共団体を通じた補助*	
	大家等	
補助 対象工事	①シェアハウスに用途変更するための改修・間取り変更 ②バリアフリー改修 ③防火・消火対策工事 ④子育て世帯対応改修 ⑤耐震改修 ⑥交流スペースを設置する工事 ⑦省エネ改修 等	
補助率・補助限度額	1／3 ①～⑥を実施する場合： 100万円／戸 その他：50万円／戸	2／3 ①～⑥を実施する場合： 200万円／戸 その他：100万円／戸
入居対象者	住宅確保要配慮者	住宅確保要配慮者 (月収38.7万円以下 等)
家賃	公営住宅に準じた家賃の額 以下であること	近傍同種家賃と均衡を失 ない額であること
その他 主な要件	専用住宅として10年以上 管理すること	専用住宅として10年以上 管理すること。ただし、 一定の要件を満たす場合 は住宅確保要配慮者以外 も入居可能

*改修費補助の事務局（国による直接補助）

スマートウェルネス住宅等推進事業室
<https://www.how.or.jp/koufu/snj.html>



出典：国土交通省 大さん向けセーフティネット住宅パンフレット(令和5年4月)

3) マンション管理の適正化

マンション管理組合主体による良好な維持管理を促進していくため、「宜野湾市マンション管理適正化推進計画」に基づき、マンション管理計画認定制度の推進を図っていくとともに、マンション管理の状況把握等に努め、維持管理に関する助言や指導に取り組む。

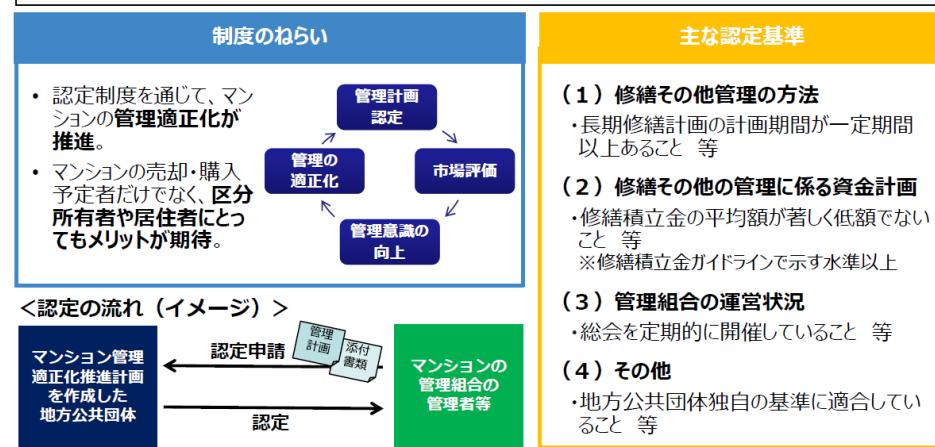
【具体的取組】(主管課：建築指導課)

- ・宜野湾市マンション管理適正化推進計画の推進
- ・マンション管理計画認定制度の推進

■ マンション管理計画認定制度の概要

マンションの管理計画認定制度の概要

- 令和4年4月より、マンション管理適正化推進計画を作成した地方公共団体※において、一定の基準を満たすマンションの管理計画の認定が可能となる「管理計画認定制度」が開始。
※ 市区・町村部は都道府県。
- 管理計画認定制度を通じ、管理組合による管理の適正化に向けた自主的な取り組みが推進されるほか、市場で高く評価されるなどのメリットが期待される。
- 令和5年9月末時点の認定実績は212件。(国交省が把握しているもの)



出典：国土交通省 管理計画認定制度のあり方について(説明資料)

4) 住まいに関する総合相談窓口等の周知

沖縄県が沖縄県住宅供給公社内に設置した「住まいの総合相談窓口」について普及を図り、住まいに関する疑問・不安の解消に努める。また、市独自の総合相談窓口の設置については、沖縄県と連携しながら検討を行う。その上で、住宅の新築・増改築のみならず、リフォームや相続などの住まいに関する各種情報が必要であることから、不動産に関する団体や関係機関等との連携により、住まいに関する情報の収集を行うとともに、市の担当課窓口等へのリーフレット等の設置により情報発信に努める。

【具体的取組】(主管課：建築指導課)

- ・「住まいの総合相談窓口」の普及促進
- ・市総合相談窓口の設置検討
- ・不動産関係団体等との連携による住まいに関する情報収集と提供の充実

(2) 市街地の活性化に向けた環境整備

1) 市街地環境の整備や地区計画制度の導入促進

現在施工中の佐真下第2及び西普天間住宅地区土地区画整理事業を推進するとともに、インダストリアル・コリドー地区返還後における土地区画整理事業の事業化を推進する。

宜野湾市都市計画マスタープラン等に基づき、道路や公園等の住環境基盤を整備していくとともに、防災上懸念される密集市街地住宅及び狭隘道路の解消を図る。また、市街地整備の取り組みを進める中で地区計画等の導入促進を図り、質の高い良好な宅地の供給を図る。

【具体的取組】(主管課：市街地整備課・都市計画課／関係課：道路整備課)

- ・ 土地区画整理事業の推進
- ・ 宜野湾市都市計画マスタープランの推進
- ・ 道路・公園等の住環境基盤の整備
- ・ 市街地整備と併せた地区計画等の導入促進

2) 空き家の管理・活用に向けた方策の検討・実施

令和元年度に策定した「宜野湾市空家等対策計画」に基づき、管理不全な空家等が増加しないよう、所有者や地域等による自発的な適正管理を促進する。また、管理不全な空家等を放置し続ける状況がみられる場合には、助言・指導及び勧告など法令に基づいた適切な措置を講ずる。

なお、空き家の活用に向け、空き家バンクの設置の必要性を検討していくとともに、所有者の意向を踏まえつつ、具体的な活用について検討していくものとする。

【具体的取組】(主管課：建築指導課／関係課：環境対策課・産業政策課)

- ・ 所有者・地域等による自発的管理の促進及び特定空家等に対する措置の実施
- ・ 空き家の活用に向けた方策の検討

(3) 安全な住宅・住環境の確保

1) 耐震診断・耐震改修の促進

宜野湾市耐震改修促進計画に基づき、公共並びに民間の住宅・特定既存耐震不適格建築物等の耐震対策の推進を図るとともに、地震発生時における建築物等の倒壊等による災害を防止するため、簡易な耐震性診断を行う「沖縄県簡易診断技術者派遣事業」の周知及び活用促進を図る。

【具体的取組】(主管課：建築指導課)

- ・宜野湾市耐震改修促進計画の推進
- ・「沖縄県簡易診断技術者派遣事業」の活用促進

■ 沖縄県簡易診断技術者派遣事業



出典:NPO 沖縄県建築設計サポートセンター
住まいの簡易診断パンフレット

2) 住宅用火災報知器の普及

住宅用火災報知器の未設置世帯の解消に向けて、市ホームページや各種イベント等を通して、住宅用火災報知器の普及を図る。

【具体的取組】(主管課：消防本部予防課／関係課：建築指導課)

- ・住宅用火災報知器の普及

3) 災害に強い住環境づくりの推進

津波避難ビルの確保・周知を図るとともに、市民に対して避難情報の周知を図る。また、生活道路や排水路、公園等の整備などを行う中で防災に資する環境整備を図る。

また、地域住民との協働により、身近な住環境の安全性向上を図るため、各行政区の自主防災組織等と連携した防災訓練の実施等を通し、防災意識の向上や組織の育成に努めるとともに、各種地域団体や組合等による自主防災組織の設立支援について検討を行う。

**【具体的取組】(主管課：市街地整備課・都市計画課・道路整備課・防災危機管理室
上下水道局水道施設課・上下水道局下水道施設課)**

- ・津波避難ビルの確保、避難情報の周知
- ・市街地・集落内での生活道路・排水路等の整備推進
- ・公園・広場等の整備推進
- ・自主防災組織等と連携した防災意識の向上及び組織の育成
- ・地域団体等による自主防災組織設立に向けた支援の検討

■ 避難情報マップ



■ 津波避難ビルに指定されている伊利原市営住宅



目標指標	1. 良質で安全な居住環境の実現		
指 標	現 状	目 標 (2028年度)	根 拠 等
宜野湾市住宅リフォーム支援事業の年間活用件数	17 件 (令和 5 年度)	40 件	宜野湾市住宅リフォーム支援事業の対象件数の拡充を図るとともに、周知・活用促進を図ることにより、4倍程度の活用増をめざす。 (平 30 年度: 9 件)
空き家戸数(一戸建て・共同住宅等)	4,050 戸 (平成 30 年)	減少	空き家の適正管理と有効活用、民間賃貸住宅の有効活用を図り、空き家戸数の減少をめざす。 ※住宅・土地統計調査 (平 25 調査: 3,460 戸)
民間賃貸住宅における誘導居住面積水準以上世帯率	29.7% (平成 30 年)	50%	県の子育て世帯の誘導居住水準達成率目標参照 19.4% (平 20) ⇒ 50% ※住宅・土地統計調査 (平 25 調査: 33.1%)
最低居住面積水準未満世帯率	15.1% (平成 30 年)	早期解消	国・県の目標に準じて設定 ※住宅・土地統計調査 (平 25 調査: 12.0%)

2. 住宅セーフティネット等による安心な暮らしの実現

(1) 住宅確保要配慮者の居住の安定確保

1) 市営住宅入居制度・入居管理の適正化

市営住宅において住宅確保要配慮者が入居しやすい条件整備を図るため、引き続きひとり親家庭且つ多子世帯の優先入居枠の導入を継続するとともに、ニーズを踏まえながら高齢者や障がい者世帯等を対象とした抽選時の優先的選考についても検討を図る。また、若年ファミリー世帯の入居機会の充実に向け、借り上げ市営住宅の検討と併せた期限付き入居制度についての先進事例の調査を行い、導入を検討する。収入超過の状況が継続する世帯がみられた場合には、収入超過者等の住み替えを促進するため、不動産業者との連携のもと民間賃貸住宅の斡旋等に努める。

【具体的取組】(主管課：建築課)

- ・ひとり親家庭且つ多子世帯への優先入居枠の継続
- ・抽選時の優先的選考の拡大検討
- ・期限付き入居制度の導入検討
- ・収入超過者の住み替え促進

2) 福祉分野・部局との連携による居住の安定確保

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築・充実に努めるとともに、高齢者の住まいの確保を進めていくため、県との連携によりサービス付き高齢者向け住宅の普及に努める。また、認知症高齢者の地域での自立した生活を支援できるよう、グループホームの確保を促進していく。

高齢者や障がい者、ひとり親家庭の民間賃貸住宅への入居を支援するため、関係機関との連携を図りながら居住サポート事業の実施を検討する。

また、ひとり親家庭の住宅に関する支援について、自立に向けた求職活動や資格取得に取り組むひとり親家庭の家賃支払いを支援するため、「沖縄県ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業」の周知及び利用促進を図る。

加えて、住宅分野と福祉分野・部局との庁内連携を充実していくことができるよう、情報共有・連携の場を設け、居住の安定確保に向けた対応充実を図っていくものとする。

【具体的取組】(主管課：建築指導課・福祉総務課・障がい福祉課・児童家庭課・介護長寿課)
(関係課：市民協働課)

- ・サービス付き高齢者向け住宅の情報収集及び登録促進に向けた働きかけの検討
- ・介護保険事業計画に基づく高齢者グループホームの設置促進
- ・居住サポート事業の実施検討
- ・「沖縄県ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業」の周知及び利用促進
- ・庁内における情報共有・連携の場の設置

3) 沖縄県居住支援協議会との連携等による民間賃貸住宅の活用

住宅確保要配慮者に対する居住の安定確保を図るため、沖縄県居住支援協議会への積極的な参画を図る中で、住宅部局と福祉部局の連携を強化するとともに、より地域の実情を反映した支援を行っていくため、「(仮称) 宜野湾市居住支援協議会」の設置に向けて体制整備等の具体的な検討を行う。

沖縄県居住支援協議会が実施している「沖縄県あんしん賃貸支援事業」及び「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(セーフティネット住宅)」について、リーフレットの設置等で周知を図ることにより、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒むことのない住宅の紹介等に努めるとともに、セーフティネット住宅の登録を促進し、住まいの確保を支援する。

また、国や県との連携により、『住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業』の周知・活用促進を検討する。

【具体的取組】(主管課：建築指導課)

(関係課：福祉総務課・障がい福祉課・児童家庭課・介護長寿課・市民協働課)

- ・沖縄県居住支援協議会への積極的な参画
- ・「(仮称) 宜野湾市居住支援協議会」の設置に向けた具体的な検討実施
- ・あんしん賃貸支援事業及び住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の周知

■ 居住支援協議会の体制イメージ



出典：国土交通省住宅局

4) 民間賃貸住宅を活用した居住の安定確保

沖縄県との連携を図りながら地域優良賃貸住宅制度の普及を図るとともに、高齢者住宅財団の家賃債務保証制度の周知・活用促進を図り、高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯、外国人世帯等の賃貸住宅への入居を支援する。

住み替えニーズのある高齢者の持ち家について、住み替え時の金銭負担の軽減を図るリバースモーゲージ※の普及を図り、子育て世代への賃貸住宅とする等、持ち家資産の活用に関する情報提供に努める中で高齢者の住み替えの支援を図る。

【具体的取組】(主管課：建築指導課・介護長寿課)

- ・地域優良賃貸住宅の普及
- ・高齢者住宅財団の家賃債務保証制度の有効活用
- ・高齢者の円滑な住み替え支援

※リバースモーゲージ：高齢者が居住する住宅や土地などの不動産を担保に融資を受け取り、受けた融資は、利用者の死亡、転居、相続などによって契約が終了した時に担保不動産を処分することで一括返済する仕組み

(2) 市営住宅等の有効活用に向けた取り組みの推進

1) 適切な手法による市営住宅の改善等の推進

宜野湾市営住宅長寿命化計画に基づき、市営住宅ストックの長寿命化を図るための計画的な個別改善を実施する。

市営住宅の適正管理を図るため、整備・管理データを住棟単位で整備し、定期点検を実施する。また、修繕周期を基にした計画修繕を行うとともに、修繕や改善工事の履歴をデータベース化し、隨時履歴を確認できる仕組みを構築する。加えて、対応の迅速化や業務効率化に資するよう、市営住宅の管理委託の検討を行う。

公営住宅の必要性を鑑み、普天間飛行場の返還・跡地利用整備の動向を踏まえつつ、将来的な市営住宅整備について検討を行う。

【具体的取組】(主管課：建築課)

- ・計画的な個別改善の実施
- ・ストックの状態の把握と適切な維持管理の推進
- ・修繕・改善履歴のデータベース化
- ・市営住宅の管理委託の検討
- ・市営住宅整備の可能性検討

2) 民間賃貸住宅を活用した市営住宅の確保検討

民間賃貸住宅を活用し、子育て世帯等を対象とした借り上げ市営住宅を検討する。借り上げ市営住宅の検討にあたっては、住宅セーフティネットとしての役割を踏まえ、供給地域や戸数、対象世帯、住宅の選定基準、管理方法等の方針づくりを行う。市営住宅の抽選に洩れた住宅確保要配慮者を支援するため、家賃低廉化事業の導入等を検討する。

【具体的取組】(主管課：建築課)

- ・借り上げ市営住宅の検討
- ・家賃低廉化事業等の検討

3) 地域居住機能再生計画に基づく公社賃貸住宅の更新促進

浦添・宜野湾地域居住機能再生計画に基づき、築後相当年数が経過している公社賃貸住宅（愛知賃貸住宅）について、建替え等による更新を促進していくものとする。

【具体的取組】(関係課：建築課)

- ・公社賃貸住宅の更新促進

(3) 住宅・住環境のバリアフリー化の推進

1) 住宅のバリアフリー化の促進

高齢者や障がい者が住み良い住宅を確保するため、各種制度の活用等により、住宅のバリアフリー化を促進する。

【具体的取組】(主管課：介護長寿課・障がい福祉課・建築指導課)

- ・介護保険制度に基づく住宅改修の実施（手すりの取り付け、段差や傾斜の解消等）
- ・障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業による手すり等（居住生活動作補助用具）の設置
- ・沖縄県住宅ストック活用市町村助成支援事業の活用
- ・宜野湾市住宅リフォーム支援事業の活用によるバリアフリー化の促進

2) 公共空間におけるバリアフリー化の推進

「沖縄県福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、市内の公共施設・公共空間のバリアフリー化を推進する。また、商業施設等といった多くの人が利用する施設について、「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づいた指導・助言を行うなどバリアフリー化を促進していく。

【具体的取組】(主管課：建築指導課)

- ・市内公共施設等のバリアフリー化の推進
- ・商業施設等のバリアフリー化の促進

目標指標 2. 住宅セーフティネット等による安心な暮らしの実現			
指 標	現 状	目 標 (2028年度)	根 拠 等
住宅の住み良さについての市営住宅入居者の総合的な満足度	69.0% (平成 30 年度)	83.4%	市営住宅入居者アンケートにおいて『満足』(「満足」「まあ満足」の合計)とした回答の割合。今後市営住宅の改善等を図る中で、「多少不満のある方」が『満足』に移行していくものとして算出
65 歳以上の世帯員のいる世帯における一定のバリアフリー化率	26.7%	75%	住生活基本計画(全国計画)を参考に目標設定 41% (H25 年) ⇒ 75% (H37 年) ※一定のバリアフリー化率： 2箇所以上の手すり設置または屋内の段差解消 ※住宅・土地統計調査 (平 25 調査：28.9%)

3. 愛着の持てる住まいづくり・まちづくり

(1) 自然環境や景観特性に配慮した住環境の形成

1) 景観計画等に基づく取組の推進

市民の景観に対する意識の醸成を図り、景観計画に基づき良好な景観の形成に努める。景観に係る大きな状況変化や関連計画の改定にあわせ、必要に応じて景観計画の見直しを行う。西普天間住宅地区は跡地利用のモデル地区として、まちづくりと連動したにぎわいのある景観創出を図る。また、みどりの基本計画に基づき、緑地や公園の保全・整備を行うとともに、都市緑化に対しても普及啓発を推進し、安らぎと潤いのあるまちづくりを進める。

【具体的取組】(主管課：都市計画課)

- ・西普天間住宅地区の景観形成重点地区の指定による景観規制誘導の取組強化
- ・みどりの基本計画に基づく緑地や公園の保全・整備
- ・官民連携・協働で行う緑豊かなまちづくりの推進

(2) 低炭素社会の構築に寄与する住宅・住環境整備

1) 環境負荷の低減に配慮した住宅・住環境の整備

環境負荷の低減及び住宅の長寿命化に向けて、長期優良住宅の普及促進を図る。あわせて、カーボンニュートラルの実現に向け、ZEH^{※1}やLCCM住宅^{※2}等の省エネルギー性能を高めた住宅の普及啓発を図り、環境に配慮した住宅ストックの形成に努める。また、県と連携して、沖縄の気候風土に適した住宅（気候風土適応住宅）の普及啓発を図る。

【具体的取組】(主管課：建築指導課／関係課：環境対策課)

- ・長期優良住宅の普及促進
- ・ZEH、LCCM住宅等省エネルギー住宅の普及啓発
- ・気候風土適応住宅の普及啓発

■ ZEH、LCCM住宅のイメージ

※ZEH …外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅

※LCCM…建設時、運用時、廃棄時において出来るだけ省CO₂に取り組み、さらに太陽光発電などを利用した再生可能エネルギーの創出により、住宅建設時のCO₂排出量も含めライフサイクルを通じてのCO₂の収支をマイナスにする住宅

出典：国土交通省ホームページ



2) 住宅建設等工事における廃棄物の抑制・リサイクルの推進

「建設リサイクル法」及び同法に基づく「沖縄県における特定建設資材の分別解体及び再資源化の実施に関する指針」の普及に努める中で建設廃棄物の排出抑制を図るとともに、沖縄県リサイクル資材評価認定制度（ゆいくる）の認定を受けた「ゆいくる材」について、公共工事等に携わる関係各課へ周知を行い、積極的使用を促進する。

【具体的取組】（主管課：環境対策課・産業政策課／関係課：建築指導課）

- ・建設廃棄物の排出抑制
- ・沖縄県リサイクル資材評価認定「ゆいくる材」の周知及び使用の促進

■ 沖縄県リサイクル資材評価認定制度（ゆいくる）



© 沖縄県

『ゆいくる』のしくみ

県はゆいくる材として認定、及び品質管理を行い、公共工事で処分する産業廃棄物をゆいくる材製造業者へ搬出します。製造業者は県公共工事の請負業者に販売します。



出典：ゆいくるパンフレット

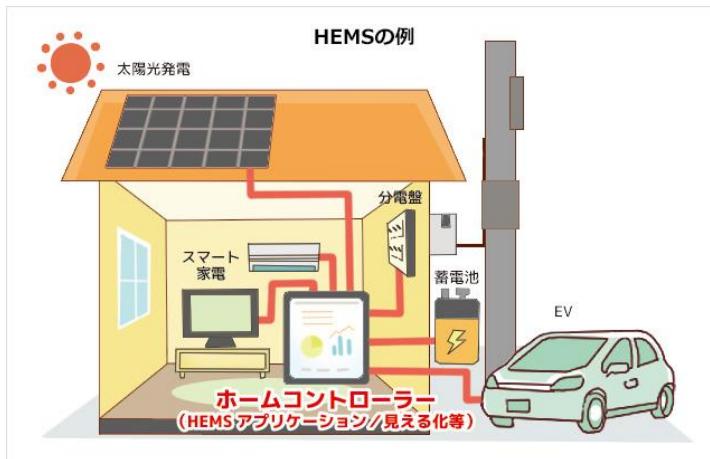
3) 新たな生活感や新技術を取り入れた住まいづくりの推進

コロナ禍を発端としたテレワークの普及や居住の場の多様化など、新たな生活感に対応した住まいづくりの推進を図るため、「宜野湾市住宅リフォーム支援事業」の周知・活用を促進する。また、高齢者等の見守りといった居住支援サービスや省エネ設備の制御管理システム HEMS など、IoT をはじめとした新技術を活用した住まいづくりについて情報提供を行う。

【具体的取組】(主管課：建築指導課／関係課：環境対策課)

- ・宜野湾市住宅リフォーム支援事業の活用によるテレワーク推進や子育て支援に資する住宅改修の推進
- ・IoT 等新技術を活用した住まいづくりに関する情報提供

■ 制御管理システム HEMS のイメージ



※HEMS…「Home Energy Management System」の略。家電製品や給湯機器をネットワーク化し、表示機能と制御機能を持つシステムのこと。

出典：経済産業省 資源エネルギー庁
ホームページ

(3) 地域コミュニティとの連携・協働による良好なまちづくりの推進

1) 自治会等の各種団体・組織によるコミュニティ活動の充実

自治会への参加促進を図るとともに、老人クラブや婦人会、青年会等の各種団体・組織への支援に努める中で、日常的な見守り活動や交流、子育て支援、防災活動、地域の美化活動等、各種コミュニティ活動の活性化を図り、安心・快適な住環境づくりを推進する。

【具体的取組】

- ・地域の各種団体・組織の各種コミュニティ活動への支援

目標指標	3. 愛着の持てる住まいづくり・まちづくり		
指 標	現 状	目 標 (2028年度)	根 拠 等
住宅の周辺環境についての市民の総合的な満足度	71.1% (平成 30 年度)	89.7%	市民アンケートにおいて、『満足』(「満足」「やや満足」の合計)とした回答の割合。 支え合いのまちづくりや景観形成を図る中で、「多少不満」という回答が『満足』に移行していくものとして算出。